

# 公 示

令和3年1月22日に開催された理事会において、次の会員について会則第26条第1項の処分が決定されましたので、会則施行規則第33条第6項により公示します。

被処分者 高田 直樹 会員（札幌支部）

処分年月日 令和3年3月15日

処分内容 3ヶ月の会員の権利の停止  
（北海道行政書士会会則第26条第1項第2号）

処分理由 被処分者は、登録時の事務所所在地とは異なる所在地にて、変更登録をすることなく、相当長期間にわたって違法状態を放置していたことに加え、綱紀委員会による調査に応じなかった。

よって、行政書士法第6条の4に違反、併せて、北海道行政書士会会則第24条及び同会則施行規則第108条違反。